

議案第 11 号

**名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱等の一部を改正する要綱の制定について**

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱等を別紙のとおり制定する。

令和 2年 3月 2日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱等の一部を改正する要綱の制定について

### 1. 改正理由

職員が出張の際に使用する自家用自動車を教育委員会で把握するため、また、その出張の際の承認手続きの簡素化を図るため、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

- (1) 名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱  
自家用車による出張の承認手続きの簡素化を図る。
- (2) 名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱  
自家用車による出張の承認手続きの簡素化を図るとともに、出張する際に使用する自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない規定を追加する。

### 3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の一部を改正する要綱

(名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱の一部改正)

第1条 名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱（平成8年教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の承認は、名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第4号）第4条第4項の規定により、これを行うものとする。

第4条を次のように改める。

(自家用車の届出)

第4条 職員は、自家用車による出張をしようとする場合は、事前に別記様式による届出書を校長に提出しなければならない。ただし、当該届出書に係る記載事項に変更がないときは、同一年度内であれば当該届出書の提出を省略することができるものとする。

2 校長は、前項本文の届出書の提出があった場合は、当該届出書に係る自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第1号を別記様式とし、様式第2号を削る。

(名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の一部改正)

第2条 名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱（平成10年教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の承認は、名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第4号）第4条第4項の規定により、これを行うものとする。

第4条及び第5条を次のように改める。

(自家用車の届出)

第4条 職員は、自家用車による出張をしようとする場合は、事前に別記様式による届出書を校長に提出しなければならない。ただし、当該届出書に係る記載事項に変更がないときは、同一年度内であれば当該届出書の提出を省略することができるものとする。

2 校長は、前項本文の届出書の提出があった場合は、当該届出書に係る自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第5条 削除

別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 10 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

様式第 1 号を別記様式とし、様式第 2 号を削る。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱等の一部を改正する要綱  
(新旧対照表)

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱

改正案	現行																																
<p>(出張承認)</p> <p>第2条 校長は、職員の申し出により、当該学校に在学する児童・生徒の学校管理下における事故に係る救急輸送で、救急車又は通常の交通機関を利用することが困難又は不相当と認められる場合は、所属職員が自己所有の自家用車を運転して出張することを承認できるものとする。</p> <p>2 前項の承認は、名張市職員の旅費に関する条例(昭和37年条例第4号)第4条第4項の規定により、これを行うものとする。</p>	<p>(出張承認)</p> <p>第2条 校長は、職員の申し出により、当該学校に在学する児童・生徒の学校管理下における事故に係る救急輸送で、救急車又は通常の交通機関を利用することが困難又は不相当と認められる場合は、所属職員が自己所有の自家用車を運転して出張することを承認できるものとする。</p>																																
<p>(自家用車の届出)</p>	<p>(承認の手続き)</p>																																
<p>第4条 職員は、自家用車による出張をしようとする場合は、事前に別記様式による届出書を校長に提出しなければならない。ただし、当該届出書に係る記載事項に変更がないときは、同一年度内であれば当該届出書の提出を省略することができるものとする。</p>	<p>第4条 職員は自家用車による出張をしようとする場合は、事前に様式第1号による届出書、及び様式第2号による承認申出書により校長の承認を受けるものとし、校長は使用する自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、様式第1号による届出書は、当初の届出事項に変更がないときは、同一年度内であれば次回使用の際の届出を省略することができるものとする。</p>																																
<p>2 校長は、前項本文の届出書の提出があった場合は、当該届出書に係る自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>																																	
<p>別表 (第5条関係)</p>	<p>別表 (第5条関係)</p>																																
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>交通事故証明書</td></tr> <tr><td>2</td><td>児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類</td></tr> <tr><td>3</td><td>事故現場の略図</td></tr> <tr><td rowspan="2">4</td><td>事故現場写真</td></tr> <tr><td>事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)</td></tr> <tr><td>5</td><td>修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)</td></tr> <tr><td>6</td><td>示談書</td></tr> <tr><td>7</td><td>保険金が支払われたことが確認できる書類</td></tr> </table>	1	交通事故証明書	2	児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類	3	事故現場の略図	4	事故現場写真	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)	5	修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)	6	示談書	7	保険金が支払われたことが確認できる書類	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>交通事故証明書</td></tr> <tr><td>2</td><td>児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類</td></tr> <tr><td>3</td><td>自家用車使用承認申出書と添付書類</td></tr> <tr><td>4</td><td>事故現場の略図</td></tr> <tr><td rowspan="2">5</td><td>事故現場写真</td></tr> <tr><td>事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)</td></tr> <tr><td>6</td><td>修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)</td></tr> <tr><td>7</td><td>示談書</td></tr> <tr><td>8</td><td>保険金が支払われたことが確認できる書類</td></tr> </table>	1	交通事故証明書	2	児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類	3	自家用車使用承認申出書と添付書類	4	事故現場の略図	5	事故現場写真	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)	6	修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)	7	示談書	8	保険金が支払われたことが確認できる書類
1	交通事故証明書																																
2	児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類																																
3	事故現場の略図																																
4	事故現場写真																																
	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)																																
5	修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)																																
6	示談書																																
7	保険金が支払われたことが確認できる書類																																
1	交通事故証明書																																
2	児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書と添付書類																																
3	自家用車使用承認申出書と添付書類																																
4	事故現場の略図																																
5	事故現場写真																																
	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)																																
6	修理費請求書又は見積書(指定又は承認業者に限る。)																																
7	示談書																																
8	保険金が支払われたことが確認できる書類																																

改正案

現行

8 保険証券

9 その他説明書類

9 保険証券

10 その他説明書類

様式（第4条関係）

児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書

学校長認印		届出番号		年度		号
年 月 日届出		運転者の職氏名及び印		免許の種類		免許取得年月日
車 名	自動車の種別	初度登録年	車 台 番 号	乗 車 定 員	最大積載量	
在籍地及び登録番号		車検証の有効期間	登録年月日	所有者の住所・氏名（職員との関係）		
損害保険の種類	契約先	先 証 書 番 号	保 険 期 間	保 険 金 額 (免責金額)		
自賠責任 保険 (強制) 共済			年 月 日～ 年 月 日			
自動車保険共済 (任意) 対人			年 月 日～ 年 月 日			
" 対物			年 月 日～ 年 月 日			
" 搭乗者			年 月 日～ 年 月 日			

- (注) 1 車両1台につき1枚提出のこと。  
2 運転免許証、車検証及び保険契約書（強制・任意）の各写しを添付すること。

様式第1号（第4条関係）

児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書

学校長認印		届出番号		年度		号
年 月 日届出		運転者の職氏名及び印		免許の種類		免許取得年月日
車 名	自動車の種別	初度登録年	車 台 番 号	乗 車 定 員	最大積載量	
在籍地及び登録番号		車検証の有効期間	登録年月日	所有者の住所・氏名（職員との関係）		
損害保険の種類	契約先	先 証 書 番 号	保 険 期 間	保 険 金 額 (免責金額)		
自賠責任 保険 (強制) 共済			年 月 日～ 年 月 日			
自動車保険共済 (任意) 対人			年 月 日～ 年 月 日			
" 対物			年 月 日～ 年 月 日			
" 搭乗者			年 月 日～ 年 月 日			

- (注) 1 車両1台につき1枚提出のこと。  
2 運転免許証、車検証及び保険契約書（強制・任意）の各写しを添付すること。

様式第2号（第4条関係）

自家用車使用承認申出書			
使 用 日 時	使 用 区 間（順路を詳しく書く）		
年 月 日 時 分から 時 分まで			
使用を必要とする 用務及び理由			
免許証携帯及び 車検証備え付け	有 無	過労及び 睡眠不足等	有 無
			交通事故等による刑罰 又は懲戒処分後1年未満
車両の整備状況	良 不良	その他使用に当た るの特記事項	
上記のとおり、様式第1号により既に届出済の自家用車により、児童・生徒の輸 送をしたいので、承認されたく申し出いたします。			
年 月 日 様			
運転者職 氏 名 同乗者職 氏 名			
自家用車使用承認			承認番号
名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱			
第2条の確認印		第3条の確認印	
年 月 日申し出の自家用車の使用は、申し出のとおり承認する。			
年 月 日 学校長 印			

名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱

改正案	現行																																
<p>(出張承認)</p> <p>第2条 校長は、職員の申し出により次の各号のいずれかに該当すると認めた場合で、かつ、公用車を使用できない場合に限り、所属職員が自家用車を運転して出張すること又は当該自動車（原動機付自転車を除く。）に同乗して出張することを承認できるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の承認は、名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第4号）第4条第4項の規定により、これを行うものとする。</p> <p>(自家用車の届出)</p> <p>第4条 職員は、自家用車による出張をしようとする場合は、事前に別記様式による届出書を校長に提出しなければならない。ただし、当該届出書に係る記載事項に変更がないときは、同一年度内であれば当該届出書の提出を省略することができるものとする。</p> <p>2 校長は、前項本文の届出書の提出があった場合は、当該届出書に係る自家用車をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(出張承認)</p> <p>第2条 校長は、職員の申し出により次の各号のいずれかに該当すると認めた場合で、かつ、公用車を使用できない場合に限り、所属職員が自家用車を運転して出張すること又は当該自動車（原動機付自転車を除く。）に同乗して出張することを承認できるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(自家用車の届出)</p> <p>第4条 職員は自家用車による出張をしようとする場合は、事前に様式第1号による届出書を校長に提出しなければならない。ただし、職員は様式第1号について当初の届け出事項に変更がないときは次回から省略することができる。</p>																																
<p>第5条 削除</p>	<p>(承認の手続き)</p> <p>第5条 職員が自家用車による出張をしようとする場合は、様式第2号による承認申出書により校長の承認を受けなければならない。校長はこれを承認した場合は旅行命令簿にその旨の記載をする。</p>																																
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="172 1480 745 2076"> <tr><td>1</td><td>交通事故証明書</td></tr> <tr><td>2</td><td>市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類</td></tr> <tr><td>3</td><td>事故現場の略図</td></tr> <tr><td rowspan="2">4</td><td>事故現場写真</td></tr> <tr><td>事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)</td></tr> <tr><td>5</td><td>修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）</td></tr> <tr><td>6</td><td>示談書</td></tr> <tr><td>7</td><td>保険金が支払われたことが確認できる</td></tr> </table>	1	交通事故証明書	2	市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類	3	事故現場の略図	4	事故現場写真	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)	5	修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）	6	示談書	7	保険金が支払われたことが確認できる	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 1480 1423 2076"> <tr><td>1</td><td>交通事故証明書</td></tr> <tr><td>2</td><td>市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類</td></tr> <tr><td>3</td><td>自家用車使用承認申出書と添付書類</td></tr> <tr><td>4</td><td>事故現場の略図</td></tr> <tr><td rowspan="2">5</td><td>事故現場写真</td></tr> <tr><td>事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)</td></tr> <tr><td>6</td><td>修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）</td></tr> <tr><td>7</td><td>示談書</td></tr> <tr><td>8</td><td>保険金が支払われたことが確認できる</td></tr> </table>	1	交通事故証明書	2	市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類	3	自家用車使用承認申出書と添付書類	4	事故現場の略図	5	事故現場写真	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)	6	修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）	7	示談書	8	保険金が支払われたことが確認できる
1	交通事故証明書																																
2	市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類																																
3	事故現場の略図																																
4	事故現場写真																																
	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)																																
5	修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）																																
6	示談書																																
7	保険金が支払われたことが確認できる																																
1	交通事故証明書																																
2	市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書と添付書類																																
3	自家用車使用承認申出書と添付書類																																
4	事故現場の略図																																
5	事故現場写真																																
	事故車両の写真 (事故の部分、車両番号等の判明できるもの)																																
6	修理費請求書又は見積書（指定又は承認業者に限る。）																																
7	示談書																																
8	保険金が支払われたことが確認できる																																

改正案

書類

8 保険証券

9 その他説明書類

様式（第4条関係）

市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書

校長認印		届出番号		年度 号	
年 月 日提出		運転者の職氏名及び印	免許の種類	免許修得年月日	
車 名	自動車の種類	初度登録年	車 台 番 号	乗 車 定 員	最大積載量
在籍地及び登録番号		車検証の有効期間	登録年月日	所有者の住所・氏名（職員との関係）	
損害保険の種類	契約先	証書番号	保 険 期 間	保 険 金 額 (免責金額)	
自賠責任 保険(強制) 共済					
自動車保険共済(任意) 対人			年 月 日～年 月 日		
" 対物			年 月 日～年 月 日		
" 搭乗者			年 月 日～年 月 日		

現行

書類

9 保険証券

10 その他説明書類

様式第1号（第4条関係）

市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書

校長認印		届出番号		年度 号	
年 月 日提出		運転者の職氏名及び印	免許の種類	免許修得年月日	
車 名	自動車の種類	初度登録年	車 台 番 号	乗 車 定 員	最大積載量
在籍地及び登録番号		車検証の有効期間	登録年月日	所有者の住所・氏名（職員との関係）	
損害保険の種類	契約先	証書番号	保 険 期 間	保 険 金 額 (免責金額)	
自賠責任 保険(強制) 共済					
自動車保険共済(任意) 対人			年 月 日～年 月 日		
" 対物			年 月 日～年 月 日		
" 搭乗者			年 月 日～年 月 日		

様式第2号（第5条関係）

自家用車使用承認申出書			
使 用 日 時	使 用 区 間 (順路を詳しく書く) 用 務 地		
年 月 日 時 分から 時 分まで			
使用を必要とする 用務及び理由			
免許証携帯及び 車検証備え付け	有 無	過労及び 睡眠不足等	有 無
			交通事故等による刑罰 又は懲戒処分後1年 未 満
車両の整備状況	良 不良	その他使用に当た るの特記事項	
上記のとおり、様式第1号により既に届出済みの自家用車により出張したいので承認されたく申し出いたします。 年 月 日 様 運転者 職氏名 同乗者 職氏名			
自家用車使用承認		承認番号	
名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱			
第2条の確認印		第3条の確認印	
年 月 日申し出の自家用車の使用は申し出のとおり承認する。 年 月 日 校 長 印			